

第23回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年7月8日(火)午後1時30分～午後4時

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

市川昭子委員，今井富久翁委員，構司秀樹委員，柴田真委員，鈴木栄智委員，藤山雅行委員長，古川和男委員，増田啓祐委員，森田哲委員，山田史生委員
(五十音順)

【事務担当者】

事務局長，事務局次長，会計課長，会計課課長補佐，刑事首席書記官，民事訟廷管理官，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介等
- (3) テーマ「利用しやすい庁舎の在り方について」の概要説明
- (4) 庁舎見学
- (5) 意見交換の要旨

【委員長，委員，事務担当者】

裁判所に初めて来た人は行きたい部屋の場所が分からないと思うが，室名のプレートが動線と並行に設置されていると分かりづらいので，目に入りやすいよう，動線と直角に室名プレートが表示されていると分かりやすいと思う。

玄関の点字ブロックは，玄関の正面からでなく，身障者用駐車場の側から

スロープを通過して設置した方がよいのではないかと感じた。

玄関には守衛がおり、ご案内はさせていただいている。点字ブロックは、平プレートが移動の方向を示し、点のプレートが注意を促すというルールはあるが、改めて現状を確認し、望ましい姿を考えていきたい。

裁判所には3回ほど来たことがあるが、どこまで入ってよいのか分からないと感じることがある。裁判所という場所柄、一般の人が入ってもよいものか、このドアを開けて進んでよいのか、不安でよく分からないので、そういったことが分かるような表示があるとよい。

職員の方にとって使いやすい施設であることが、結果的に良い裁判につながるのではないと思う。来庁者にとって利用しやすい施設を目指すのは当然のことだが、一方で職員の要望というのは通りにくいのではないか。県などの施設では執務室が職員でいっぱい窮屈そうなところがよく見られる。

職員の要望については、機会を捉えて把握しているが、すべてが実現できている状況にはない。当裁判所は古い庁舎だということもあり、確かに狭い執務室は多い。

比較的新しくできた庁舎についてはゆったりとスペースが取られている。津地裁管内で言えば、伊勢支部が比較的新しく、スペースにもゆとりがある。

最近の公共施設は案内表示に外国語表記が併記されていることが多いが、裁判所における案内表示が日本語だけだったことが気になった。

ご指摘のとおり、外国語表記はされていない。来庁者に外国語を必要とする方が少ないということはあるが、実際に来庁された方については、訳文などにより対応している。表記については、今後検討していきたい。

私の勤務している高等学校は女子校で、裁判所の庁舎よりも築年数が古いですが、トイレだけは最新のものにすべて改修している。裁判所では、授乳設備など、女性目線での施設の整備はできているのか。また、耐震補強や災害備蓄の備えなどについてもお聞きしたい。

トイレは改修をしており、ウォシュレットのトイレも一定数は設置しているが、建物の構造上、数を増やすことは難しい。授乳設備は備えつけており、女性目線の施設の整備についても一定程度の配慮はできていると考えている。

当庁舎は耐震基準を備えており、災害備蓄品についても一定数は備え付けている。

市の庁舎は築35年であるが、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたまちづくりの推進計画に基づき、平成20年度から平成23年度にかけて重点的に改良工事を進めた。主な内容としては、段差の解消、スロープの設置、会議室のドアを引き戸にするといったものである。多目的トイレについては、市民が利用するフロアに設置している。その他、点字ブロックを設置したり、市役所と隣接する施設との3階の連絡通路について、段差をなくしてスロープにしたり、三重おもいやり駐車場利用証制度による思いやり駐車場を設置した。お年寄り、妊娠されている方、子供を連れの方、障害のある方など、誰でも利用しやすい施設を目指している。裁判所には思いやり駐車場のスペースがないので、駐車場に余裕があれば、思いやり駐車場のスペースもあれば良いと思う。

庁舎見学をして感じたこととして、通路の明かりが省エネのため間引きしてあったようであるが、裁判所に初めて来られた方にとっては、通路も狭いので少し暗いと感じるのではないかと思う。

廊下は人感センサーで明かりが点いたり消えたりするので、消えているところを見ると暗く感じられるかもしれない。また、特に執務室は、外の明かりを取り込んだ上で必要な明るさを自動調節しているので、外からの採光があると暗く感じる場合もあるが、健康管理上必要な明るさは保たれるような設定になっている。

裁判所の庁舎に関して気付いたことを事前に検察庁の職員にも尋ねたり

したが、次の点が挙げられる。

まず、支部等の裁判所で、エレベーターがない庁舎があるということである。ある支部で、足に障害がある証人に出廷していただいた際、2階に上がっていただく必要があったため、職員や関係者が協力して車いすを持ち上げて階段を上っていただいたことがあるようだが、このような方法ではご本人が不愉快な思いをされるかもしれないと感じた。また、足が不自由な方で、傍聴をしたくてもできなかった方もいると聞いている。エレベーター等の設置については、予算の問題があるので簡単にはできないと思うが、そういった点が問題点として挙げられると思う。

次に、簡単に解決できる問題ではないというのは重々承知であるが、裁判員法廷がもっと広いとなお良いのではないか。横幅については、被告人が1人であればよいが、複数の場合は狭いのではないかとと思われる。また、奥行きが狭いと、傍聴人が騒いだりした場合に、証人に対して圧迫感があるのではないかという懸念がある。

エレベーターについては問題意識を持っており、エレベーターのない尾鷲簡裁については、2階にあった法廷を1階に移し替える工事を今年行った。予算や建物の構造に関わることであり、すぐに解決できる問題ではないが、今後も考えていきたい。

市では、例えば、公民館等のエレベーターのない施設では、移動式の階段昇降機を利用している。事前に情報を得れば、準備して対応している。

私の勤める高等学校は3階建てでエレベーターが設置されていないが、足をけがした生徒などが車いすを利用する場合、階段昇降機を利用して対応している。

建物の構造上やむを得ない点であると思うが、調停待合室が狭いと感じている。弁護士であれば気にならないが、一般の方が、他の事件で来られた方と近い距離に座って待つというのは気まずいのではないか。待合室のいすの

設置については、長いすに複数の方が座るよりも、それぞれ別のいすに座るような形の方がよいように思う。

事務室について、普段あまり裁判所を利用しない人が事務室内に入ったとき、誰に声をかけてよいか分からないということがあると思うので、中心となる受付の場所が明示されていると利用しやすい。中心受付の明示だけでなく、例えば障害のある方に対してなど、個々の職員の心遣いでそれぞれ案内をされていることとは思うが、誰でも「遠慮なく声をかけてください」といったことを明示した案内表示などもあればよいのではないか。

庁舎改修を行う際には執務状況等を見ながら必要な点を検討している。調停待合室の問題については、今後の改修の機会に検討をしたい。

中心となる受付窓口が分かりづらいという点について、事務室に来庁者が入って来られた際には職員が声をかけるようにしている。表示設置については今後検討していきたい。

市役所は、カウンターになっていて課の名称もそれぞれ表示されている。

裁判所の庁舎内の施設の中で、入ってはいけないところに「入らないでください」と表示してもらう方が分かりやすい。また、渡り廊下のドアが閉まっていると意外に分かりづらい。夏の時期は開いていることが多いかもしれないが、締め切っていると分かりづらいので、「この先です」といったことが分かるような表示があればよいと思う。

私は調停委員であるが、庁舎改修前にあった調停室のドアの上の天窓が、改修後に蓋がされたことにより、部屋の開放感がなくなったように感じる。これは遮音性を高めるための改修か。

遮音性を高めるという面に加え、災害時の窓の落下危険防止という面もある。

広い調停室の方が気分的に良いし、話し合いもスムーズにいくような気がしている。調停室の遮音性については、普通の大きさの声で話している分に

は問題ないが、大声であっても隣の部屋に音が漏れないよう、予算があれば、調停室の壁の遮音性が高まるとよいと感じている。

調停室の扉そのものは改修により遮音性が高くなった。壁については工事により遮音性を増す手法はあるが、費用は相当かかるものと思われる。また、窓側から音が伝わることもある。

(6) 次回意見交換のテーマ

裁判所における災害対策について

(7) 次回期日

平成27年1月15日(木)午後1時30分～午後4時